

第 2 1 回 宇都宮市景観審議会 議事録

令和 2 年 1 0 月 2 9 日

午後 1 : 3 0 ~

1 4 A 会議室

出席委員

- 1 号委員（学識経験者）
花田千絵委員，小花伸子委員，山島哲夫委員，早野由美恵委員，
渡邊美樹委員
- 2 号委員（関係団体代表）
神原敦子委員，木内久生委員
- 3 号委員（関係行政機関）
柴誠委員，井上啓委員(代理)，吉田学委員(代理)
- 4 号委員（市民公募）
高橋啓子委員，高野雅之委員
- （計 1 2 名）

欠席委員

- 1 号委員（学識経験者）
古賀誉章委員，五艘みどり委員
- 2 号委員（関係団体代表）
渡邊幸雄委員，檜原貞亮委員，菊池清孝委員
- （計 5 名）

出席幹事

篠田治幹事，高橋裕司幹事，川上治美幹事（計 3 名）

臨時幹事

君島修幹事（都市整備部参事）

事務局

- 【司会】 松井義幸書記
- 【傍聴人受付】 藤田直美書記
- 【写真・録音】 藤田直美書記
- 【書記】 金子剛士書記，松田慎介書記，阿部茂書記，
椎名徹書記，梁木俊介書記，尾畑ゆいか書記
（ 9 名）

13:20
＜傍聴人受付＞

13:30
松井書記

《開会前》

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

定刻となりましたので、審議会を始めさせていただきます。

進行を務めさせていただきます、景観みどり課 課長補佐の松井でございます。

本日の審議会でございますが、新型コロナウイルスの感染予防策として、窓を開けて会場の換気を行うほか、会議時間の短縮に努めたいと考えておりますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(資料確認)

松井書記

続きまして、本日の会議資料について確認させていただきます。
資料としては、事前にお送りしております、

- ・第21回 宇都宮市 景観審議会 次第
- ・宇都宮市 景観審議会 委員名簿
- ・参考資料「附属機関等の会議の公開に関する要領」
- ・議案第1号 宇都宮市景観計画の変更について
- ・議案第2号 広告物景観形成地区の指定について
- ・説明資料1 景観形成重点地区等（大谷地区）について
- ・説明資料2 景観形成重点地区・広告物景観形成地区の指定区域（案）
- ・説明資料3 景観形成基準（案）と具体的なイメージ

また、本日、机上に配布しております

・諮問書 宇都宮市景観計画の変更等について（諮問）
となります。

また、今回は、審議の参考として「審議会関係資料」をお配りしております。適宜、参考にご覧ください。

以上、不足しているものがありましたら、お知らせください。
よろしいでしょうか。

(部長挨拶)

松井書記

今回は、今年度最初の審議会となりますので、開会に先立ちまして、都市整備部長の篠田よりご挨拶申し上げます。

篠田部長

都市整備部長の篠田でございます。

よろしく願いいたします。

開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて本市では「第6次宇都宮市総合計画」において、今後の人口規模や構造の変化に適合した都市空間の姿であるネットワーク型コンパクトシティの形成を目指し、地域特性を踏まえた拠点化の促進や交通結節機能の強化のためのネットワーク化の促進、土地利用の適正化を進めるとともに、暮らしやすく魅力のある都市空間を形成するため、都市景観の保全・創出を掲げまして、市民の景観に対する意識の高揚と主体的な取組の促進や、地域特性を生かした都市景観づくりの推進に取り組んでいるところでございます。

本日の議事であります大谷につきましては、本市の観光拠点として、全国に例をみない奇岩や大谷石の岩肌、大谷石建築物など、特徴的な景観を有する地域でありますことから、今後、本市の顔となる景観の形成を目指し、地域の特性を活かした景観づくりを進めているところでございます。

また、良好な景観を形成するうえで重要な要素の一つである屋外広告物につきましても、まちなみの変化や土地利用の状況に合わせながら規制や誘導を図り、本市の魅力向上に繋げて行きたいと考えております。

本日は、委員の皆様方の専門的見地からご議論をいただき、本市ならではの魅力ある景観形成の推進に向けたご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(改選委員等紹介)

松井書記

続きまして、今回、委員の改選がありましたので、ご紹介させていただきます。

2号委員として、一般社団法人宇都宮建設業協会から出席されていた、末長修一（すえなが しゅういち）委員がこのたび退任され、同協会渡邊幸雄（わたなべ ゆきお）委員が着任されました。

なお、渡邊委員につきましては、遅れて到着する予定でございます。

次に、3号委員として、国土交通省宇都宮国道事務所から出席されていた、小幡宏（おばた ひろし）委員がこのたび人事異動により退任され、井上啓（いのうえ あきら）委員が着任されました。本日は、代理出席となっておりますが、御紹介させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**加藤委員
(井上委員代理)**

よろしくお願いいたします。

次に、同じく3号委員として、栃木県宇都宮土木事務所から出席されていた、竹中弘幸（たけなか ひろゆき）委員がこのたび人事異動により退任され、柴誠（しば まこと）委員が着任されました。どうぞよろしくお願いいたします。

柴委員

よろしくお願いいたします。

松井書記

次に、同じく3号委員として、栃木県警察本部から出席されていた、塚野重徳（つかの しげのり）委員がこのたび人事異動により退任され、吉田学（よしだ まなぶ）委員が着任されました。本日は、代理出席となっておりますが、御紹介させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**鈴木委員
(吉田委員代理)**

よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

松井書記

なお、本来であれば、ここで市長より委嘱状を交付させていただくところですが、恐れ入りますが、時間の関係もございませうので、あらかじめ机の上のお手元に配付をさせていただいております。どうぞご容赦をいただきたいと思います。

続きまして、幹事の紹介いたします。

都市整備部長の篠田です。

都市整備部参事の君島です。

都市整備部次長の高橋です。

景観みどり課長の川上です。

<1. 開会>

松井書記

委員の皆様方には、今後何かとお世話になりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただ今から「第21回 宇都宮市景観審議会」を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、山島会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

<2. 挨拶>

山島会長

皆さんこんにちは。

議事にも議事の内容にもありますが、今回は大谷の建物の話とそれから大谷の屋外広告物の話でございますが、大谷は先ほど部長の話にもありましたように、宇都宮の宝といいますか、非常に重要なところで、ここの地区の景観を守るということは、宇都宮にとって非常に大事なことであります。

これについては2、3年前から同審議会のメンバーも現地を調査しておりますし、いろいろ議論しております。

それから今日は参考資料にありますが、景観計画や景観の基準はこの景観審議会です非常に長い間議論して立派な冊子にまとまってきたものであります。

今回はこれに大谷地区でいろいろ議論してきたものが、ようやくまとまってきたということで、今回重点地区と指定していただくということによろしくなってきた、ということございまして、その内容について改めてここで議論していただくものです。

よろしくお願ひいたします。

松井書記

ありがとうございました。
引き続き、ここからの進行は、山島会長にお願いしたいと思
います。よろしくお願いいたします。

<定足数報告>

山島会長

それでは、はじめに、本会の成立について事務局より説明を
お願いします。

金子書記

事務局よりご報告いたします。
本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でござい
ます。これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます
『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たし
ておりますので、会議の成立をご報告いたします。

以上です。

申し訳ございません、現在出席委員は12名でございます。
失礼いたしました。

**<会議の一部公開
>**

山島会長

続きまして、本会議の「一部公開」について、事務局より、
説明をお願いします。

金子書記

事務局よりご説明いたします。
お手元の「参考資料 附属機関等の会議の公開に関する要領」
をご覧くださいと思います。

「3番、附属機関等の会議の公開基準」の下線部をご覧ください。

本会議は附属機関でありますので、原則公開であります
が、3の「『(2)市情報公開条例 第7条各号に定める非公開情報に該
当する情報について審議等を行うとき』に公開しないことがで
きる」とあります。

市情報公開条例 第7条につきましては、裏面の一番下をご
覧ください。

金子書記 下線部ですが、「市の機関内部における審議，検討，調査等に関する情報であって，公開することにより，当該審議等に著しい支障が生ずると認められるもの」とあります。

この条文の趣旨ですが，審議等に係る適正な意思決定の確保及び自由な意見交換を保障するために定めたものであり，審議等を適正に行う必要上，市内部の意思形成過程にある情報については公開しないこととする趣旨であります。

そのため本日の議事である，議案第3号「屋外広告物の規制見直しについて」につきましては，意思形成の過程にある，まだ市として決定前の情報でありますことから，「非公開」とさせていただきます。

以上です。

山島会長 ありがとうございます。今のご説明よろしいでしょうか。

では，本日の会議は，議案第1号・第2号は「公開」とし，議案第3号は「非公開」としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

山島会長 ありがとうございます。

山島会長 それでは，当審議会運営要領第3条に基づきまして，本日の会議は，議案第1号・第2号は「公開」とし，議案第3号は「非公開」といたします。

<傍聴者有無>

山島会長 続きますして，事務局より本日の傍聴者の報告をお願いいたします。

金子書記 本日の会議について，傍聴定員10名のところ，現在，傍聴者は1名となっていることをご報告いたします。

金子書記 傍聴者の方は，お手元の「傍聴要領」に記載してあることをよくお読みになって，審議の進行にご協力いただければと思います。

金子書記

また、記者の方へ申し上げます。写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前まででお願いしたいと思います。

**<議事録署名委員
の指名>**

山島会長

それでは、会議次第に従いまして会議を進めてまいります。まず、当審議会運営要領第4条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、

- ・花田 千絵（はなだ ちえ）委員と
- ・神原 敦子（かんばら あつこ）委員の

お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<3. 議事>

山島会長

それでは、議事に入ります。

本日の議事といたしまして、議案は3件となります。

この議案につきましては、令和2年10月23日付、宮景第373号にて市長から諮問があったものでございます。

議案第1号につきましては、「宇都宮市景観計画の変更について」、議案第2号につきましては、「広告物景観形成地区の指定について」、議案第3号につきましては、「屋外広告物の規制見直しについて」でございます。

審議の進め方につきましては、議案第1号と議案第2号が関連しておりますので、一括で審議したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

山島会長

それでは、一括で審議いたします。

それでは、議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」、議案第2号「広告物景観形成地区の指定について」一括して事務局より説明をお願いします。

《議案1, 2》

川上幹事

それでは、議案第1号、第2号について、資料に基づきましてご説明いたします。

まず、今回の付議の理由であります。大谷地区におきまして「景観形成重点地区の案」及び「広告物景観形成地区の案」を作成いたしましたので、宇都宮市景観条例第3条及び宇都宮市屋外広告物条例第24条の規定により、景観審議会の審議を求めらるるものであります。

第1号及び第2号議案は、関連しておりますことから、一括してご説明いたします。

ここで、議事に先立ちまして、「景観形成重点地区の制度」について、ご説明させていただきます。

お手元に緑色のファイル「審議会関係資料」の中に、インデックス9-1参考資料1という資料がありますので、お開き下さい。

それでは、参考資料1「景観形成重点地区の制度の仕組み」をご覧ください。

「1概要」であります。景観形成重点地区は、本市の特徴ある景観や豊かな自然景観を有している魅力あるまち並みを形成すべき地域に対し、「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の目標・方針、デザイン、色彩、緑化などの具体的な基準を定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度であります。

次に、「2景観形成に関する地区指定制度」であります。現在、宇都宮市は、市全域が景観計画区域となっております。

その中でも、特に「宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区」を「景観形成重点地区」として指定する取組を進めており、現在、右側の網掛け囲み部にありますとおり、5地区を指定しております。

川上幹事

また、住民の発意により「地域の住民自ら積極的に景観づくりに取り組む地区」を「景観形成推進地区」として指定し、地域の景観づくりを支援しているところであり、こちらは、旧上河内町の「中里原地区」を指定しております。

次に、「景観形成重点地区の特徴」であります。こちらは下の段の「3番一般の地区と景観形成重点地区の規制の仕組み」の図をあわせてご覧いただければと思います。

この図の左側は一般の地区として市全域の規制等、右側は景観形成重点地区に指定した場合の規制等の概要をお示ししたものであります。

まず、1点目として、「届出対象規模」についてであります。図の左側、「一般の地区」では、「高さ10mを越えるもの」等、比較的大きな建物などが届出対象となっております。右側の「景観形成重点地区」に指定することにより、「全ての建築物等」が届出対象となり、きめ細やかな景観形成が図れることとなります。

2点目として、図の「届出・審査の流れ」欄に記載のとおり、景観計画に不適合の場合、一般の地区では、勧告まで、となります。景観形成重点地区の指定により、景観審議会に意見を伺い、変更命令等を行うことができます。

また、変更命令等に従わない場合については、罰則を適用することができるなど、景観形成のルールの特効性が高まることにより、良好な景観を保持することができるものであります。

3点目として、図の左下「補助制度」であります。景観計画に適合し、かつ、統一的なコンセプトに基づく工事に対して助成する制度がございます。

「景観形成重点地区の制度の仕組み」の説明は以上となります。

川上幹事

それでは、議案について、ご説明いたします。

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」をご覧ください。

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」であります
が、景観形成重点地区「大谷地区」を新たに指定することに伴
い、景観計画の変更を行うものであります。

先ほどご覧いただきました、お手元の緑色のファイル「審議
会関係資料」の中で、インデックスの6番をご覧ください。

オレンジ色の表紙のものが「宇都宮市景観計画本編」となっ
ております。次に、インデックスの7番ブルーの表紙のものが
「宇都宮市景観計画基準編」となっております。

本日は、この「宇都宮市景観計画」の変更をお諮りするもの
であります。

議案資料につきましては、今回の地区指定による変更部分の
みを抜粋しており、資料の下線で表示している箇所が変更とな
るものであります。

それでは、資料のお戻りいただきまして、「宇都宮市景観計画」
(案)本編をご覧ください。

一枚お開きいただきまして、次のページ、目次について、2
面になりますが、大谷地区を指定することにより、下線の箇所
を変更するものであります。

次のページ、左下に57と表示されているページをご覧ください。

こちらは、景観計画本編の57ページとなりますが、「4)景
観形成重点地区等の指定状況」の表の下段に、新たに大谷地区
を追加するものであります。

川上幹事

次に、「基準編」につきましては、次のページ、右下に31と表示されてありますページ以降が変更となるものであります。

先程のブルーの表紙の冊子、「景観計画基準編」の31ページから36ページに大谷地区について、今回定める具体的な基準等を追加するものであります。

それでは、右下に31と記載されているページをご覧ください。

(6) 大谷地区の地区指定に係る 1)「施行日」、2)「位置及び区域」を追加しております。

次の32ページをご覧ください。

3)「景観形成の方針」として「目標」と「基本方針」を 4)「建築物等に関する行為の制限」として「ア届出の対象となる行為」を追加しております。

次の33ページから34ページにつきましては「イ建築物等の行為の制限」に係る基準を、35ページから36ページにつきましては、5)「屋外広告物に関する行為の制限」に係る基準をそれぞれ追加しております。

これらの内容の詳細につきましては、詳細な数値基準などもございますので、議案第2号の説明後に、説明資料によりご説明したいと思います。

続きまして、議案第2号に移らせていただきます。

議案第2号とあります「広告物景観形成地区の指定について」をご覧ください。

議案第2号につきましては、大谷地区を宇都宮市屋外広告物条例第3条の2に規定しております「広告物景観形成地区」に指定するとともに、同条第2項の規定により、「広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準」を定めるものであります。

川上幹事

それでは、資料をお開きください。

広告物景観形成地区の指定（案）であります。こちらは、「1 広告物景観形成地区の名称」、「2 広告物景観形成地区の対象区域」であります。

次のページをお開きください。

こちらは「3 広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準（案）」として、「(1)基本方針」、「(2)基準」、「(3)経過措置」を記載しております。

また、次のページ以降は、別表として屋外広告物の種類ごとの基準を記載しております。

これらの具体的な内容につきましては、先ほどご説明いたしました、議案1景観形成重点地区の基準と併せて説明資料によりご説明いたします。

それでは、説明資料1とあります、「景観形成重点地区（大谷地区）について」の資料をご覧ください。

まず、「1 背景と目的」であります。大谷地区は、全国にも他に例をみない大谷石の奇岩群や、採掘跡を残す岩肌など、特徴的で魅力ある景観を有しており、大谷石文化の日本遺産への認定などにより、観光・産業が活性化しています。

本市におきましても、平成30年3月に「大谷地域振興方針」を策定し、庁内関係部局の連携のもと、様々な取り組みを実施しているところであります。

今後、当地区のまちなみが変わっていく中においても、地域の個性や特色を守るとともに、観光拠点としての魅力を高め、愛着を持って暮らしていけるような景観を保全・創出をするため、宇都宮市景観計画に基づく「景観形成重点地区」及び宇都宮市屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」に指定するものです。

川上幹事

「2 大谷地区における取組みについて」であります。本市におきましては、平成30年3月に、概ね10年先を見据えた「大谷のこれから」の振興の基本的な考え方や方針、取組等を示した「大谷地域振興方針」を策定しております。

平成30年10月に、大谷特有の景観を保全しながら、将来どのような景観を目指すのかを示し、地域住民や事業者、行政等が大谷地区における景観づくりのイメージを共有するため、地元の代表者の方とともに「大谷地区景観づくり推進協議会」を設立し、その後、継続的に協議会を開催し、地元住民アンケートや地元事業者へのヒアリングなどにより、地域の皆様と意見交換を行い、平成31年3月に「大谷地区景観づくり指針」を作成いたしました。

この「大谷地区景観づくり指針」につきましては、令和元年5月に開催いたしました第19回宇都宮市景観審議会におきまして、ご報告させていただいておりますので、詳しい説明は割愛させていただきます。

令和元年度には、この指針を基に、「大谷地区景観づくり推進協議会」において、景観づくりに向けた具体的な方法として、景観形成重点地区等の指定に向けた検討を行ってきたところであります。

その後、令和元年台風第19号（東日本台風）や、新型コロナウイルス等の影響を考慮し、地元の皆様とスケジュールなどを調整した上で、令和2年9月に地元の地権者説明会を開催し、10月2日から16日に素案の縦覧を行いました。

特に意見書などの提出が無かったことから、10月27日に都市計画審議会に諮問し、本日、案について景観審議会にお諮りする運びとなったところでございます。

次に、「3 景観形成重点地区等（大谷地区）の概要」ですが、「（1）対象区域」につきましては、記載のとおりであります。こちらは、図面でご説明いたします。

川上幹事

説明資料2とあるA3の図面をご覧ください。

対象区域であります。まず、赤枠で示している中央エリアが、景観形成重点地区及び広告物景観形成地区に指定するエリアになります。

オレンジ色の枠の沿道エリアと青枠の市街地エリアが広告物景観形成地区に指定するエリアになります。

まず、「景観形成重点地区および広告物景観形成地区」の区域となります。赤枠で示した「中央エリア」につきましては、大谷寺や大谷資料館等の観光施設、奇岩群などの景観資源が集中・集積するなど観光拠点として大谷の中心に当たるエリアを基本といたしまして、主要道路からの眺望景観に配慮するため、山の稜線や山裾といった地形、また、道路や河川といった地物を境界とした区域を設定しております。

次に「広告物景観形成地区」の区域となります。オレンジ色の枠で示した「沿道エリア」、及び青枠で示した「市街地エリア」につきましては、先程ご説明した中央エリアへ向かう際の導入部分となるアクセス道路において、沿道からの眺望に配慮した屋外広告物の規制・誘導を図るため、道路から概ね一敷地分となる50メートルの区域としております。

それでは、説明資料1にお戻りください。

「(2)景観形成の目標・方針」であります。景観形成の目標につきましては、「豊かな自然と大谷石文化が織りなす大谷ならではの景観を守り、育む～行ってみたい、過ごしてみたい、いつまでも暮らし続けたい まちなみの形成～」としております。

次に、「景観形成の基本方針」につきましては、景観形成重点地区、広告物景観形成地区となる中央エリアでは、「大谷石のまちなみを保全し、観光資源として活用する。」「大谷石の岩肌の眺望を保全する。」など、4つの方針を掲げております。

川上幹事

2 ページをお開きください。

沿道エリアでは、「街道から多気山や古賀志山への眺めに配慮した屋外広告物の規制・誘導により、眺望を保全する」、「まちなみに配慮した屋外広告物の規制・誘導により、眺望を保全する」としております。

また、市街地エリアでは、「観光地の入り口として、機能的で観光地への期待感を高める屋外広告物の規制・誘導により、まちなみへの眺望を保全する」としております。

これらは、先ほどご説明した「大谷地区の景観づくり指針」を踏まえたものとなっております。

「(3)景観形成基準について」であります。基本方針に基づき策定した建築物・工作物等の行為の制限と屋外広告物の制限という基準があり、詳細な基準につきましては、議案の景観計画（基準編）によりますが、主な景観形成基準案と具体的なイメージについては、資料により、写真等を用いてご説明致します。

それでは、A3カラーの説明資料3の資料をご覧ください。

主な景観形成基準案と具体的なイメージについてご説明致します。

資料の上段は「建築物・工作物」の基準になり、先程ご説明した赤枠の区域「中央エリア」において、適用となる基準であります。

左側は「大谷石等の使用等についての基準」であります。「建築物又は外構の一部に大谷石を使用する。」、「現存する大谷石の石蔵などの保全に努める。」などを基準としております。

大谷石や木材といった自然素材を使用することで、住んでいる人が愛着を抱き、来訪者には宇都宮の風土を感じさせる、大谷石による風景が展開される、としております。

川上幹事

中央は「建築物の外壁等の色彩についての基準」であります
が、「建築物等の屋根・外壁の色彩は、低明度・低彩度とする」
ことを基準としております。

左の写真のように 高明度の「明るい外壁の建物」や、右の
写真のように高彩度の「色が鮮やかな建物」を、下の写真のよ
うに、低明度・低彩度の「落ち着いた色合いの建物」に誘導す
る基準としております。

落ち着いた色を基調とすることで、大谷石の岩肌や自然の緑
に調和する新旧の建物が調和したまちなみを形成する、として
おります。

右側は「夜間景観についての基準」であります、
「大谷石建造物のライトアップにより、夜間も楽しめる景観の演出に努め
る」、「間接照明や色温度が低い照明の採用に努める」などを基
準としております。

大谷石の岩肌を引き立て、景観を浮き上がらせるような光の
演出や、適切な照明の取り方を誘導することで、夜も歩いて楽
しめる景観を創出し、観光拠点としての魅力を向上する、とし
ております。

次に、資料の下段「屋外広告物の主な基準」についてご説明
致します。

こちらは、先ほどの図にありました、中央エリア、沿道エリ
ア、市街地エリアの3つの区域が対象となりますので、それぞ
れ凡例に示す通り表記をしております。

左側は、「中央エリア」における「屋外広告物に用いる色彩の
基準」となります。

「まちなみの中で過度に目立ちすぎないように高彩度色の使用
を避ける。」ことを基準とすることで、左の写真のような、色彩
の基準がない場所で通常掲出されるコンビニエンスストアの看
板が、右上の写真のように、日光や那須といった観光地でみら
れるような茶色などを基調としたデザインや、右下の写真のよ

川上幹事

うに、企業のコーポレートカラーを使いながらも、色の鮮やかさを抑えたデザインとするなど、大谷独自の色彩基準を定めることで、観光地に相応しい屋外広告物を誘導し、魅力ある景観の保全を図ることとしております。

中央につきましては、現行の基準と、今回の地区指定による屋外広告物の面積、高さ等を規制する基準を導入した場合を比較したイメージとなります。

上の写真は、現行の基準に基づき、掲出需要が増加した場合のまちなみのイメージ、下の写真は、今回の地区指定による基準に基づき、掲出された場合のイメージとなります。

下の写真のように、まちなみに調和した屋外広告物の誘導を図ってまいります。

そのほかの基準としましては、「屋上広告物は表示しない」とすることで、遠方の山並みなどの眺望景観を保全し、「広告物に人物の写真は使用しない」とすることで、観光地としてのイメージを保全してまいります。

また、「のぼり旗の相互間距離の確保に努める」とすることで、遠方の山並みや、大谷石のまちなみなどへの眺望景観を保全してまいります。

以上が、主な「建築物・工作物等の景観形成基準」と「屋外広告物の景観形成基準」となります。

それでは、説明資料1にお戻りください。

「(4) 良好な景観のための行為の制限」ではありますが、「①景観法に基づく届出対象行為」につきましては、下の表のとおりであり「建築物、工作物の新築や増築、改築もしくは移転」については、建築確認が必要なもの、全てを対象としております。

川上幹事

また、表の下側の※印「経過措置に関して」ではありますが、景観形成重点地区指定の時点で、既に建設されている建築物・工作物については、建替えや塗り替えなど、次の更新時に届出対象となり、その時点から「景観形成基準」が適用になります。

「②宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請対象行為」につきましては、敷地内の表示面積の合計が5㎡を超える場合、許可申請の対象となります。

また、表の下側の※印「経過措置に関して」ではありますが、広告物景観形成地区指定の時点で掲出されているものは、地区指定日から3年間は、現行基準が適用となりますが、それ以降については、新たな基準に適合させていただく必要があります。

3ページをご覧ください。

次に「4 今後のスケジュール」ではありますが、大変申し訳ございませんが、資料の訂正を2箇所お願い致します。

下から2行目、令和3年1月～「条例公布」となっておりますが、「条例施行」に訂正願います。もう一点でございますが、最下段2月～「条例施行」となっておりますが、「新基準適用工事の着手」に訂正願います。

改めまして、「4 今後のスケジュール」ではありますが、本日の景観審議会で諮問させていただいた後、11月に景観計画の変更の告示、12月に市議会に景観条例改正を諮りまして、令和3年1月の施行を予定しているところでございます。

以上で、議案第1号及び議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

山島会長

ありがとうございました。2つの話が合って複雑でわかりにくいところがあったと思いますが、質問があれば。

川上幹事

会長，補足いたします。

先日，10月27日に開催されました都市計画審議会において，ご審議いただいた結果についてご報告させていただきます。

「宇都宮市景観計画の変更について 景観形成重点地区（大谷地区）の指定」につきましては，原案どおり議決いただきました。

審議における主なご意見であります，色彩基準については大谷の特色を盛り込んだものであることをわかりやすく表現してもらいたい。

大谷石蔵などは魅力ある景観資源であるため，重点地区以外にも保全していく手法を検討してほしい。

また，のぼり旗については，景観のほか安全性の面からも制限した方がいいのではないかと，適切に掲出されるようコントロールも含めて課題としてとらえてほしいという意見がありましたので，ご報告いたします。

以上で説明を終わります。

山島会長

ありがとうございました。

（質疑）

山島会長

まず，ご質問からお願いしたいと思います。

1つは，景観の重点地区を指定する話で，もう1つは，屋外広告物の規制は，重点地区以外のところも沿道で規制をする。両方を併せて大谷地区全体の景観をよくしていきたい，ということです。

景観計画はお手元にありますように去年の3月に決まるところに追加することになっていきますし，基準のほうも追加されますので，これを変えるという形で諮問が来ているということです。

高野委員

よろしいですか。説明資料1、「3 景観形成重点地区」の「(1)対象区域」ですが、大谷町から始まって岩原町の一部とありますが、この大谷地区は、行政区域で大谷地区や国本地区があり、岩原町は国本地区に入りますが、広告物景観形成地区の一部については、行政区域に関係なく岩原町が入っているのでしょうか。

また、色々なニュースで観光重点区域としているというものを拝見しました。大谷でも、例えば、滞在型観光として重要視しているようですが、今後どれだけ、滞在型観光ホテルができるかわかりませんが、ろまんちっく村（農林公園）ですか、新里町に積水ハウスとマリオネットが長期滞在型の観光ホテルを造り開業すると思いますが、距離は少し離れると思いますが、国道293号からさらに北のほうに行くと、ろまんちっく村がありますので、道の駅ろまんちっく村のところなんです、新里町なんかが今回の対象エリアに入るのであれば、入れるといんじゃないかなと考えておりまして、質問というか意見があります。

山島会長

今回のエリアは、図面の赤いエリアは、奇岩群があったりするエリアになります。そこにアプローチしていくための道路について、屋外広告物としておかしなものが建ってしまうと困りますので、それを抑えていくということで、この赤のエリアを中心に、その周りにアプローチするためのところとして区域を設定しており、それ以外のところは、全体を景観計画の区域として宇都宮は指定していますから、一般的な届出において、規模の大きなものを作る場合、例えばホテルなんかを造る場合は市に届出して、一般的に大規模なものは指導できるということだと思います。

阿部書記

先ほど高野委員のご質問の中に岩原町は行政会を超えているのではないかとご質問がございましたが、基本的には行政界で計画しております。

しかしながら、区域を区切るときに、先ほどご説明の中にもありましたが、道路や稜線などで区切りとしており、国道293号の一番北側の河川を区切りにして境界として定めております。河川との境界を区切る際、岩原町の中で筆でいうと数筆が区域に入ってしまったという中身になっておりますが、基本的には行政界を基本として考えております。

山島会長

ありがとうございました。ほかに質問はありますか。

早野委員

先ほど屋外広告の色彩について、A3の資料説明3において、明るい色の彩度を下げるというご説明をいただいたんですが、具体的には、資料の後ろの方で色彩基準というものがある中で、例えば、メーカーさんにどの色にするかというご指導の基準があるかどうかを伺いたいのですが、質問させていただきました。よろしく願いいたします。

川上幹事

説明資料1の中に2枚お開きいただきますと、色彩基準のチャート表がついておりますので、その中で使える色を粹取りしております。そちらの表に基づきまして業者さんやメーカーとのやり取りはしていきます。

早野委員

わかりました。じゃあ先方にも選択の範囲があるということで、この範囲だったら何を使ってもいいという指導をなさっているという認識でよろしいのでしょうか。

川上幹事

特定のこの色しか使えない、という基準ではなく、いろいろな色調の中で使用可能な幅は多少ありますので、これから地区指定になった後には、説明資料1の5ページに示している表などを使いながら、この範囲の中で使える色をご検討ください、という形でご提示をさせていただく、というものです。

早野委員

ありがとうございます。地方によっては同じ色で統一されているものがあるもんですから、そういう風にはならないっていうことですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

小花委員

それでは、今、色の話が出ましたので、わたくしも少し言わせていただきます。

大谷石とか木材を中心にした大谷地区に色を極力抑えたところにイエローのLRTが将来通るのはとても映えるなど、とても楽しみにっております。

小花委員

基準の部分ですが、議案第一号の35ページの壁面広告物のところに表示面積の合計12㎡以内でかつ壁面の面積の4分の1以下とするとあります。

それから、説明資料1の5ページ目の別表2の色彩制限のところに地色の3分の1以内で使用する場合であればこの限りではないというものがございまして、そうしますと12㎡使っている広告物の3分の1だと4㎡はショッキングピンクを使っていることになってしまおうと思いますが、そのような企業はないとは思いますが、そういった場合にはやはり行政の方で指導なり、誘導なりをしていただけるのかどうか少し気になりました。

阿部書記

委員のご指摘の通り、壁面に表示する場合、12㎡までは壁面に出せる中で、さらにその広告物の3分の1以内は自由な色が使えるということになってまいります。

許可基準としては、一定の制限を設けて3分の1までは自由に使えるということになっておりますが、基準の方では過度に目立ちすぎないように高彩度色を避けるという形になっておりますので指導の範囲内で誘導を図ってまいりたいと考えております。

小花委員

わかりました。もう一度だけよろしいですか。

この3分の1以内というのは大谷と中里原では使っていて岡本や雀宮やその他の地区では3分の1以内というのを基準に入れていないんですけれども、どんな基準で入れたり入れなかったりするのでしょうか。

阿部書記

ただいまのご質問につきましては、中里原や白沢などにつきましては、あくまで観光地ではなく、自然の風景を保全していきたいという趣旨でございます。

大谷につきましては、観光拠点という市の位置付けがございまして一定の賑わいは必要だろうということで、第一種許可地域で使われている3分の1の規定を残しているという考え方でございます。

小花委員

どうもありがとうございました。

山島会長

他にいかがでしょうか。
発言がないようですので渡邊委員いかがでしょうか。

渡邊委員

地色の3分の1については理解しましたが、色彩については、3分の1は自由ということで、このイラストとか写真については全面的に抑えてもらうというような、大きさに係らず全面的に抑えてもらうということでしょうか。

阿部書記

いま、渡邊委員のご質問のとおりでございます。
写真やイラストについては、全面的に控えていただく、というような形になりますが、こちらは記載のありますとおり、努めるという努力基準になります。
屋外広告物の規制上、内容の制限ができないということもございまして、努力基準にはなりますが、行政の方で十分誘導を図ってまいりたいと考えております。

渡邊委員

ありがとうございます。もう一点なんです、イラストが誘導ということなんです、そうすると広告物だと色をべた塗するか、イラストがないと文字になると思うんですが、文字でも最近いろいろなフォントがあってすごく過激な感じのフォントもあると思うのですが、その辺は基準として検討する余地はあるんですか。

阿部書記

文字やそのフォントにつきましては記載している基準は何もございせんが、今回重点地区の趣旨としましては、大谷の景観を重点的に守っていくというものになりまして、そちらにつきましては、企業様とのご協力いただきながら誘導を図っていきたいと考えております。

渡邊委員

ありがとうございます。

山島会長

まだ、もう一つ協議する事情がありますから、今回ご質問がなくても最後の時に全員が答えるということができます。
木内委員お願いします。

- 木内委員** 二点ほどあります。まず、説明資料3の屋外広告物の屋上広告物は表示しないというものが出てくると思うのですが、既存の屋上広告物はこの3年までは表示できるということで考えてよろしいでしょうか。
- また、3年後はこれを撤去するというのではなく、例えば、白とかグレーなど何かで塗りつぶす、という形になるということになりますか。
- 山島会長** 既存の屋上広告物のある場合ということですね。屋上広告物は、指定して3年たったら掲載できないということになります。
- 現在掲出されている場合でも、3年後に許可申請をお出しいただける場合でも許可にならないことになります。
- 木内委員** 許可にならないので塗りつぶすか、撤去するということですね。わかりました。
- 篠田幹事** 今の質問に対する補足になりますが、許可制のもので許可が切れますと撤去を指導していく形になります。
- 木内委員** 承知しました。あと2点目なんですけど、議案第一号の35ページ真ん中のその他というところで、点滅照明、動光、映像装置を使用しないというところで、動光・映像装置というのは、デジタルサイネージのことになっているのでしょうか。
- 川上幹事** デジタルサイネージなどの映像装置につきましては、現状のとおり、使用しないということになります。
- 木内委員** 承知しました。
- 山島会長** 他にいかがでしょうか。では、神原委員お願いいたします。
- 神原委員** 2年前に大谷地区の開発の基準が緩和されるということで、先にこちらの緩和が始まってしまって、この2年間ずっと大谷地区の景観が乱れるんじゃないかとひやひやしておりましたが、年明けにこの大谷地区の基準でということになってほっとしているというところですよ。

- 神原委員** 経過措置のところになります。建替えや修繕、色の塗り替えたときに届出対象ということになるので現在建ってしまったものに関しては、その段階で新しい基準になっていくということなんだと思うんですが、今、現在、1月に指定される前に新基準に適合しないものが、もし計画されてしまっている場合はどのようにするのでしょうか。
- 阿部書記** 開発基準の緩和があり、新たな建築物が建ちやすくなったということはございますが、厳密には許可制度ということになっておりますので、関係部局で連携を図っております。
- 例えば、許可の相談があった際に景観みどり課にも情報提供していただいております。その中で基準に適合していただくよう事前にご協力を求めていくという状況でございます。
- 阿部書記** 特に、重点地区の区域ではございませんが、沿道のエリアに新たに建設された店舗につきましても、屋外広告物の新たな基準に適合するようにご協力いただきまして、通常よりも小さな看板を出していただいているという状況です。
- 適用前に建築計画のある場合につきましては、可能な限りご協力をお願いしていきたいと考えております。
- 神原委員** それともう一つなんですが、説明資料の3のところで大谷石を使用する又は外構の一部に使用する上で左上の住宅だと思っておりますが、これが例に上がっているというのは個人的な住宅だからどういう基準でここに掲載されているのかなと思っております。
- 川上幹事** なるべく大谷石を使用しているのをわかりやすくということで、今回掲載している写真を選んでおります。
- 山島会長** 市役所の誰かの家ではないんですか。
- 川上幹事** そういうことではないです。
- 神原委員** 大谷石を例えば建物のデザインとして使うときに、石って重いもので、大谷石は石の中では軽いものだと思うんですが、石って重いものなので2階などの上に使うのは大丈夫なのかなと感じてしまいます。

- 神原委員** 例えば、最近テレビ番組においても取り上げられたフランク
ロイドライトが使ったということですのでごく建築のデザインとし
ては全国的にも世界的にも注目されているので、その宇都宮市
で例として挙げる大谷石を使うデザインとして、すでに宇都宮
市内でも、より素晴らしいデザインがたくさんあると思うので
そういうものをちょっと使ってもらえたらと思いますが。
- 川上幹事** それにつきましては、これから皆様に PR する際には、改めて
再検証させていただきます。モデルとなるような写真にいたし
ます。
- 神原委員** 大谷石を建物に使えばいいっていうのじゃなくて、上手な使
い方があると思いますので、これから宇都宮に建つものですか
ら、これから発信していくにあたってそこは一番重要視してい
きたいところだなと思いました。
- 山島会長** どうもありがとうございました。建設的な意見でありがとう
ございました。
- 阿部書記** この写真の選定にあたりましては、蔵で使用される積み石の
建築物と張り石の建築物を入れたいというものがあまして、
張り石の建築物を入れさせていただいたところではございませ
が、ご指摘の通り再度検討させていただきます。
- 山島会長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか
- 鈴木委員**
(吉田委員代理) 交通規制課の鈴木と申します。説明資料 2 のエリアの関係で
黄色と青の沿道エリアと市街地エリアがあるんですが、こちら
は道路を軸に選定されていると思うんですが、破線の部分は、
スマートインターチェンジになり、現在はまだ整備されていな
い道路について、来年の 1 月から規制誘導はいるということで、
道路ができてからなのか、それとも道路がないこのエリアの部
分を規制誘導図っていくのかの確認です。
- 川上幹事** こちらの大谷スマートインターチェンジの路線につきまして
は、都市計画決定を行っておりますので、そちらの計画の線か
らということで規制誘導の位置を示しております。

- 山島会長** 事業認可は終わっているのでしょうか。
- 阿部書記** スマートインターチェンジにつきましては、都市計画決定手続きが、平成31年3月にされておりまして、事業認可につきましては、令和元年9月に事業認可されておりまして、現在、測量などを進めているという状況でございます。
- 山島会長** 建築基準法上も事業認可が済んで道路を造る場合は、道路として認めて、接道を認めていますからこういう形で当然道路ができるわけですから、その沿道をあらかじめかけておくということになります。
- 山島会長** 他にはどうでしょうか。
- 高橋委員** 高橋と申します。わたくし地元ですので非常に興味深いんですけども、のぼり旗の写真がございましたが、新企業が大変進出してきておりますが、のぼり旗が使用されていることが多く見受けられます。
当社でものぼり旗を何本か上げさせていただいておりまして、また、新しくイベントなどをする場合もみんなのぼり旗を使うと思いますが、この辺の規制っていうのはどの程度のものになりますか。
- 川上幹事** この規制は常設のものに対して、間隔をあけていただくというものになっておりまして、イベントとして一時的に敷地内に設けるものについては、今回の基準が適用されないということです。
- 高橋委員** もう一点、名勝としてせっかく指定していただきました越路岩なんですが、案内板が小さなものが設置されているんですがちょっとわかりにくいのと、後、不法投棄が多くあり、景観を著しく阻害しております。何とかしていただきたいと考えております。
- 阿部書記** 越路岩周辺につきましては、重点地区のエリアを検討していく中で、一定エリア分けをしております、今回の重点地区は建物の規制がかかるということもございましたので、エリア選定にあたりましては、建物が建つ道路があるか、ないかということもありましてエリア設定を考慮しております。

阿部書記 なお、不法投棄につきましては、関係部局と情報共有して対応してまいりたいと考えております。

篠田幹事 不法投棄については、置いてある場所によっても担当課が異なる場合がありますので、庁内で確認して対応させていただきます。

山島会長 他にありますか。
いろいろ貴重なご意見をいただいているところではありますが、内容につきまして、この議案第1号と第2号につきまして、原案通り、ということによろしいでしょうか。

各委員 意義なし。

山島会長 それでは、議案第1号と議案第2号については、原案のとおりということと答申するということにします。

答申書につきましては、わたくしの方に一任していただくということによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

【非公開】

《4. その他》

山島会長 それでは、4のその他の事項にはいります。

皆様から何かありますでしょうか。

小花委員 1つだけよろしいでしょうか。
質問なんですけれども、先ほどの大谷地区ですが、毎回言ってますけれども青色の自転車優先道路については、見ていて不自然に感じてしまいます。

小花委員 国土交通省や警察で所管されているのでしょうか。あの青色を例えば重点地区ではちょっと色を変えるなどの柔軟なことはできるのかどうかだけ確認させてください。

鈴木委員
(吉田委員代理)

自転車優先道路の色彩ですが、原則、青色ってということで「自転車の通行環境整備ガイドライン」で、国土交通省と警察庁で資料を出しております。

栃木県におきましても、国土交通省と栃木県の県警本部でガイドラインを出しておりますが、明記上は原則青色ということになっております。

小花委員

道路によってばらばらになっている感じがします。

鈴木委員
(吉田委員代理)

基本的には栃木県内ということだと、9割9分が青色になっていると思います。

ただ、京都とかでは、青色はどうなのかなというところで、色を変えていたりとかというところもございます。

色のあり方などを含めて場所によって、環境に応じた対応は可能ではないかという感じは致します。

篠田幹事

宇都宮の道路につきましては、国土交通省のガイドラインより先に市道幹線道路では緑色で最初は整備いたしました。

そのあと、国土交通省から先ほどの方針やガイドラインを出していただいておりますが、市内に緑色と水色の2種類の色が出たときに走っている方が迷ったということがございまして、緑色で整備した路線を現在、水色に直しているということもございまして。先ほど鈴木委員のご説明にもありましたが、場所場所で検討というのもあるとは思いますが、宇都宮については水色に統一というところが現状でございます。

山島会長

ありがとうございました。
事務局より何かございますか

金子書記

特にございません。

山島会長

では、これを持ちまして審議会を閉会いたします。

長時間の審議本日はありがとうございました。